

## 「群馬の文化」支援事業補助金について〔制度の概要〕

※「群馬の文化」支援事業補助金の制度設計（案）を以下のとおり示す。

### 1 補助対象事業について

#### （1）文化力向上事業

群馬の文化を元気にする新たな取り組みや、これまでの取り組みを拡大発展させる事業。

- ・補助率：補助対象経費の1／2以内
- ・限度額：500千円
- ・期間：単年度
- ・対象団体：市町村、市町村を含む実行委員会、特定非営利活動法人、民間団体

#### （2）次世代育成事業

- ① 次世代を担う子どもたちが芸術に触れる機会を提供する事業。
- ② 次世代を担う若者たちが中心となっていく文化活動や、若者たちが芸術に触れる機会を提供する事業。

- ・補助率：補助対象経費の1／2以内
- ・限度額：200千円
- ・期間：単年度
- ・対象団体：市町村、市町村を含む実行委員会、特定非営利活動法人、民間団体

#### （3）文化資産発掘・活用事業

地域の文化資産（伝統文化、歴史文化遺産、食文化、景観等）を活かした観光や地域振興につながる事業。

- ・補助率：補助対象経費の1／2以内
- ・限度額：2,500千円
- ・期間：単年度
- ・対象団体：市町村、市町村を含む実行委員会

〔 \*地域の団体と市町村とが一体となって取り組む事業を想定しているため、特定非営利活動法人と民間団体は対象外とする。 〕

## 2 補助対象団体について

- ・市町村      ・市町村を含む実行委員会      ・特定非営利活動法人
  - ・民間団体のうち以下の要件を満たすもの
    - 自助努力による資金確保に努めている
    - 団体の規約、定款、寄附行為等組織運用上のルールがある
- (いずれかに該当)
- 県内に複数の活動拠点がある
  - 県内の広域で活動している
  - 複数の県に拠点をもって活動する団体の群馬県支部等である
  - 複数の文化団体等で構成された実行委員会である
  - 若者を中心に組織し、活動している団体である
  - 特定した地域の活動だが、事業を行うことで、将来県内に活動が広がる可能性がある団体である

## 3 想定している補助事業について

### (1) 文化力向上事業

- ・群馬の文化の活性化につながる新たな取り組み
- ・群馬の魅力を県内外に発信するための大規模イベント
- ・歴史的建築物など地域の文化資産を活用したイベント
- ・既存の文化活動の活性化を目的とした取り組み

- \* 異分野の文化団体が合同で行うイベント  
        (書道+ダンス、鉄道+ファッション、等)
- \* 同一分野の文化団体が合同で行うイベント

### (2) 次世代育成事業

- ・子どもを対象とした体験学習、ワークショップ
  - ・若者が中心となって行う先進的または独創的な文化活動
  - ・若者を対象とした体験学習、ワークショップ
- \* 区分は群馬県青少年健全育成基本計画を参考に以下のとおりとする。
- 子ども…0歳から12歳の者及び中学生
- 若者…中学生卒業後、概ね30歳位まで

### (3) 文化資産発掘・活用事業

- ・文化、芸術を活用した地域振興を目的とする事業
- ・歴史的文化遺産を活用したイベント
- ・伝統的な食文化を活用したイベント
- ・新しい文化資産の発掘、調査、周知のための事業

## 4 事前評価の基準

### 文化振興課による書類審査

#### < 共通 >

- 必要な提出書類がそろっているか
- 応募に必要な要件を満たしているか
- 事業の目的が明確で、成果が期待できるか
- 確実に事業が実施できるか

#### < 運営団体に対する基準 >

- 実施する団体の要件を満たしているか
- 健全で、透明性のある団体運営を行っているか
- 当該補助金以外の財源が確保されているか
- 事業を実施する能力があるか

#### < 事業に対する基準 >

- 実施する事業の要件を満たしているか
- 実行可能なスケジュール及び予算で事業計画が立案されているか
- 公益性のある事業か
- 住民の理解及び協力が得られているか

---

### 第三者機関による事前評価の実施

- 事業内容が目的と合致しているか
  - ・群馬県の文化振興につながる可能性が強く見込まれるか  
(文化力向上事業)
  - ・地域の文化を元気にする取り組みであるか
  - ・事業を新たに興したり、事業を拡大する取り組みであるか  
(次世代育成事業)
  - ・子どもたちが文化に触れる機会を増やす取り組みであるか
  - ・若者を中心とした文化活動であるか
  - ・先駆的又は独創的な取り組みであるか  
(文化資産発掘・活用事業)
  - ・観光や地域の活性化につながるものか
- 現実的な事業計画であるか
- 事業の効果が他の文化活動に波及する見込があるか
- 継続した支援が妥当か
- 県民の理解が得られるか

## 5 手続きの流れについて

○平成25年度（事業開始初年度）

時 期	団 体	群 馬 県	第 三 者 機 関
6 月 末 7 月 末 8 月 中 旬	②事業計画✎	①募集開始 ③受理書類審査	④事前評価
8 月 末 ~		⑤内定 ⑦交付決定	
9 月 ~ 3 月 末	⑧事業実施		⑨現地調査
4 月 1 0 日 4 月 末 5 月 中 旬	⑩実績報告✎	⑪額の確定・精算	⑫事後評価

○平成26年度以降（案）

上期実施の事業も支援可能なスケジュールとする。

時 期	団 体	群 馬 県	第 三 者 機 関
3 月 頃 4 月 末 5 月 中 旬	②事業計画✎	①募集開始 ③受理・書類審査	④事前評価 (前年度分の事後評価と併せて実施)
5 月 末 ~		⑤内定 ⑦交付決定	
6 月 ~ 3 月 末	⑧事業実施		⑨現地調査
4 月 1 0 日 4 月 末 5 月 中 旬	⑩実績報告✎	⑪額の確定・精算	⑫事後評価

## 6 補助対象経費の範囲について

事業の実施に必要不可欠な直接的な経費と認められるものに限る。	
費 目	内 容
謝金	講師、出演者、ボランティア、専門的知識または技術を有する者への謝礼（団体構成員に対するものは対象外）
旅費、交通費	公共交通機関利用代、ガソリン代 （団体構成員に対するものは対象外）
食料費	会議やイベント当日の出演者、講師、スタッフ等の弁当及び飲み物代 （単価 800 円／1 人以内。超過分は補助対象外とする）
消耗品費	用紙、文具、材料等の購入経費 （取得価格が 1 点 3 万円未満のもの）
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷代、写真の現像料
通信運搬費	チラシの郵便料、会場までの備品の運搬料 （業者による運搬のみ。電話料等の通信費は対象外。）
保険料	ボランティア保険、イベント保険等の保険料
委託料	専門的知識・技術を要する業者に外部委託した費用 （事業の全てを委託するものは対象外）
使用料及び賃借料	補助事業に係る会場等の使用料、機器類のレンタル料
備品購入費	事業に関わる物品で 1 点 3 万円以上のものの購入費 *見積書とカタログ等の写しの添付が必須 *案内板、看板等の事業実施に直接関係するもののみ対象

<主な対象外経費>

事業実施に直接関わりの無い経費、イベントの賞金や景品、商品券やカードの購入費、通信費、領収書等が無く根拠がない経費、交付決定時の金額を著しく上回る経費、団体の運営に関する経費、事務所の家賃、知事が社会通念上適切でないと認めた経費